

CVY映像(音声)素材使用規定と申請手続きについて

【A．映像(音声)素材使用規定】

■コミュニティビジョン吉野（吉野町CATV）が所有する映像(音声)は、無償で提供させていただきますが、下記の規定について遵守可能かご検討ください。

- ①提供した映像(音声)素材は、申請書に記載した範囲の使用に限ることとし、申請以外の営利、非営利を含む他の放送番組、ホームページ、ソーシャルメディア、イベント、動画制作、印刷媒体、その他の事業等の二次使用は行わない。但し、当該申請の広報・宣伝は認めるものとする。
- ②提供した映像(音声)素材の著作権者は、コミュニティビジョン吉野であることを保証する。
- ③提供した映像(音声)を公開する場合、コミュニティビジョン吉野の名称を表示する。
- ④提供した映像(音声)素材の第三者への販売や貸出、無断コピー等の行為は行わないこと。
- ⑤放送終了後は、映像(音声)素材を恒久的に保管しないよう、申請者が責任をもって消去確認すること。
- ⑥映像(音声)素材の発信による一切のトラブル等は、申請者が責任をもって処理すること。

【B．映像(音声)素材の借用申請から使用許諾までの手順】

☐ 手順①／FAXを送付する

映像素材貸出依頼者が吉野町広報広聴室／コミュニティビジョン吉野へ、**貴社の住所・電話番号・会社名・所属部局・担当者氏名・メールアドレス等を記入したFAX**を送付してください。

【FAX番号】／0746-32-9091（コミュニティビジョン吉野）

☐ 手順②／「映像(音声)素材借用申請書」をメールで送付する

FAXに記載された貴社のメールアドレスに、コミュニティビジョン吉野から、次の2つの書類を送付します。

- ①「映像(音声)素材借用申請書」
- ②「CVY映像(音声)素材借用の規定と手続きについて」

□ **手順③／「映像(音声)素材借用申請書」に記入し送付する**

送付された「映像(音声)素材借用申請書」を印刷し、**必要事項を記入・社印を押印した上で、申請書原本（FAXやメールは不可）を郵送する。**

押印は必ず、「**社印**」をお願いします。

この時、依頼者の映像(音声)の使用目的が分かる**説明資料や企画書を添付**すること。

□ **手順④／書類審査と許諾書の発行**

依頼者から送付された書類内容をコミュニティビジョン吉野で審査を行い、映像素材の貸出が適切と判断した場合、「**映像(音声)素材使用許諾書**」を発行します。

申請書記載内容の範囲内で使用を承認します。

□ **手順⑤／映像(音声)素材の提供**

許諾書の発行と並行して、**送付する映像(音声)ファイル形式や信号パラメーター等を別途打合せの上**、希望する映像素材のデータを送付します。

【提供方法①】＝『ギガファイル便』等の外部ストレージを介してファイルを送付。

【提供方法②】＝映像メディアに収録した映像素材を依頼者宛に発送する。

※映像素材をメディアで提供する場合、**輸送費（宅配便）は、貴社着払い**とします。

□ **手順⑥／映像(音声)素材の受取確認**

上記提供方法①か②により映像素材を受け取った確認として、電話かメールにより連絡をお願いします。

□ **手順⑦／映像画面(音声)に提供テロップ(ラジオは音声告知)を入れる**

映像制作の場合、**放送画面上に「映像提供：コミュニティビジョン吉野」等のテロップ表示（ラジオの場合は音声で告知）**を行うこと。

□ **手順⑧／放送終了後**

制作放送終了後は、下記の2つについてご注意ください。

① **制作終了後は、提供した映像(音声)素材を速やかに消去し、恒久的な保存や再利用を行わない**よう、申請者が責任をもって制作担当者に確認ください。

② 映像(音声)素材を**メディアで送付した場合は、制作終了後に必ずご返却**ください。

以 上

■ 〒639-3101 奈良県吉野郡吉野町山口971-2

吉野町広報広聴室／コミュニティビジョン吉野（C V Y）

T E L／0746-32-9090 FAX／0746-32-9091